

平成 29 年 8 月 31 日

「しずぎんビジネスquickローン（証書タイプ・カードタイプ）」に関する重要なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「しずぎんビジネスquickローン（証書タイプ・カードタイプ）」に関しまして、下記のとおり金銭消費貸借契約証書および当座貸越契約書の条項を一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

記

(1) 改定内容

① 商品名および契約書名

しずぎんビジネスquickローン（証書タイプ）金銭消費貸借契約証書

< 改定箇所 >

条項	改定前	改定後
第1条（借入要項） 「損害金」	この契約による債務を履行しなかった場合は、支払うべき元金に対し年15%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日（ <u>閏</u> 年は年366日）の日割計算とします。	この契約による債務を履行しなかった場合は、支払うべき元金に対し年15%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
第25条（契約の変更）	— < 新設 >	(1)金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行は、本契約を変更できるものとします。この場合、銀行はあらかじめ変更時期および変更内容等を銀行のホームページに掲示する等の方法により公表するものとします。 (2)前項の方法により契約の内容が変更された場合には、私は変更後の契約に従います。

② 商品名および契約書名

しずぎんビジネスquickローン（カードタイプ）当座貸越契約書

< 改定箇所 >

条項	改定前	改定後
第6条（損害金）	私がこの貸越取引による債務を履行しなかった場合は、支払うべき金額に対し、年15%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日（ <u>閏</u> 年は年366日）の日割計算とします。	私がこの貸越取引による債務を履行しなかった場合は、支払うべき金額に対し、年15%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
第32条（契約の変更）	— < 新設 >	(1)金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行は、本契約を変更できるものとします。この場合、銀行はあらかじめ変更時期および変更内容等を銀行のホームページに掲示する等の方法により公表するものとします。 (2)前項の方法により契約の内容が変更された場合には、私は変更後の契約に従います。

(2) 適用開始日

平成 29 年 10 月 2 日（月）

(3) 本件に関するお問い合わせ先

静岡銀行支店サポート部法人営業企画グループ（TEL:054-345-9016）

電話受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

以 上